

第1章 第2次推進計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもは、読書によって豊かなこころを育て、人生を歩んでいく上で基盤となるさまざまな力を培っていきます。

活字から物語の世界を創造することができる読書体験は、人の痛みを感じることや喜びを分かち合うこと、共感することに必要な想像力を生み出します。これは映像から受ける感動とは別の、活字の持つ大きな力であると言えます。

また、読書では、言葉を蓄え、その言葉を通して他者を理解し、自己を表現する力を養うこともできます。人と人との関わりが希薄になっていると言われる現代社会では、他者を理解し、自己を表現することによってコミュニケーションを深めることがとても重要です。

さらに、結論へと読み進める読書の過程においては、読解力や思考力を身に付けることもできます。自ら考え、判断することは、主体的に人生を歩むことへと繋がります。

このように、子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であると言えます。

また、情報化社会となった昨今では、携帯電話やパーソナル・コンピュータに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及により、子どもでも容易にさまざまな情報を得ることができるようになりました。

しかし、インターネットによる情報の検索は、結論への過程を極端に短縮することが利点であり、それ故に感情や情緒、経過などにいたる思考が生まれにくくなっています。膨大な量の情報が身近に存在する現代社会だからこそ、情報を得る手段として、読書とインターネットそれぞれの良いところを活かすことが求められています。

すべての子どもたちが、あらゆる機会や場所において自主的に読書活動を行い、多くの本と出会うことができるよう、さらなる読書環境の整備が必要であると考えています。

2 国と県の動向

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、これに基づき平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

国の動きを受け、山梨県では平成17年3月「山梨県子ども読書活動推進実施計画」が策定され、平成24年3月には「第2次山梨県子ども読書活動推進計画」が策定されました。平成25年5月には国が、第2次を経て第3次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

3 計画策定の趣旨

本市においては、平成19年3月に、市内の子どもたちが積極的に読書に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、山梨市社会教育委員の会から「大人も子どもも読書を楽しむ“まちづくり”」と題して「山梨市子ども読書活動推進計画」策定への意見書が市教育委員会に提出され、平成20年6月に、第1次山梨市子ども読書活動推進計画（以下、「推進計画」という。）である「読書コミュニティ 山梨市 ～心豊かな子どもを育てる読書プラン～」を策定しました。

第1次推進計画では、地域、家庭、学校、図書館などの担うべき役割を示し、読書機会の提供と、読書環境の整備を推進するための具体的な取り組みを実施してきました。第1次推進計画策定後、それまで実施してきた事業に加え、セカンド・サードブック事業や保育園・幼稚園定期巡回団体貸出を新たに始めました。

現在、策定から7年が経過し、第1次推進計画に基づく取り組みの成果を検証し、さらなる読書環境の整備を図るため、第2次推進計画を策定するものです。

本市の第1次推進計画では、次の基本方針を掲げ取り組んできました。

本市の子どもが、小さいときから身近な場所で本にふれ読書を楽しむことができ、自主的な読書活動ができるような環境づくりを推進するために、家庭や地域、学校、図書館等がそれぞれに取り組むべき具体的な方策を計画的に推進することを目的とします。

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 幼稚園・保育園・児童センター等における読書活動の推進
- (3) 学校における読書活動の推進
- (4) 市立図書館における読書活動の推進

今回の策定は、第1次推進計画の基本的な考え方を継承するとともに、実施成果を踏まえて課題を整理し、さらなる子ども読書活動の推進に向けて取り組んでいくことを目的とします。

また、平成28年開館予定の新山梨市立図書館は、子どもと本が出会える図書館をコンセプトの1つとし、蔵書の充実やおはなしに触れるイベントを多数開催することで、子どもたちにとって魅力のある図書館を目指します。

市立図書館を読書活動の拠点として、家庭・地域、保育園・学校・児童センターなどと連携しながら、読書に親しむ環境の整備や啓発活動に取り組んでいきます。

4 計画の期間

第2次推進計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年間とし、国や県の情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。